

令和4年3月  
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

令和4年3月2日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3		請願の取り下げについて	即 決
第 4	議案第 2号	令和4年度大竹市一般会計予算	予 算 説 明 (一 括)
第 5	議案第 3号	令和4年度大竹市国民健康保険特別会計予算	
第 6	議案第 4号	令和4年度大竹市漁業集落排水特別会計予算	
第 7	議案第 5号	令和4年度大竹市農業集落排水特別会計予算	
第 8	議案第 6号	令和4年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算	
第 9	議案第 7号	令和4年度大竹市土地造成特別会計予算	
第10	議案第 8号	令和4年度大竹市介護保険特別会計予算	
第11	議案第 9号	令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算	
第12	議案第10号	令和4年度大竹市水道事業会計予算	
第13	議案第11号	令和4年度大竹市工業用水道事業会計予算	
第14	議案第12号	令和4年度大竹市公共下水道事業会計予算	
第15	諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について	即 決
第16	諮問第 2号	人権擁護委員候補者の推薦について	即 決
第17	議案第13号	固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について	即 決
第18	議案第18号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について	総務文教付託
第19	議案第19号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務文教付託
第20	議案第14号	大竹市公告式条例の一部改正について	総務文教付託 総務文教付託 総務文教付託 (一 括) 総務文教付託
第21	議案第15号	大竹市個人情報保護条例の一部改正について	
第22	議案第16号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	
第23	議案第17号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
第24	議案第20号	大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
第25	議案第22号	大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正について	総務文教付託

第26	議案第21号	大竹市教育振興基金条例の一部改正について	総務文教付託 (一 括)
第27	議案第27号	大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定について	
第28	議案第23号	大竹市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について	生活環境付託
第29	議案第24号	大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について	総務文教付託
第30	議案第25号	財産の無償譲渡について	生活環境付託
第31	議案第26号	大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定について	生活環境付託
第32	議案第28号	令和3年度大竹市一般会計補正予算(第10号)	総務文教付託 (一 括)
第33	議案第30号	令和3年度大竹市一般会計補正予算(第11号)	
第34	議案第29号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	生活環境付託
第35	令和4年陳情第1号	晴海臨海公園西側園路整備工事計画の陳情	生活環境付託

#### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 請願の取り下げについて
- 日程第 4 議案第 2号から日程第19 議案第19号(説明・継続・表決・付託)
- 日程第20 議案第14号から日程第25 議案第22号(説明・付託)
- 日程第26 議案第21号から日程第27 議案第27号(説明・付託)
- 日程第28 議案第23号(説明・付託)
- 日程第29 議案第24号(説明・付託)
- 日程第30 議案第25号(説明・付託)
- 日程第31 議案第26号(説明・付託)
- 日程第32 議案第28号から日程第33 議案第30号(説明・付託)
- 日程第34 議案第29号(説明・付託)
- 日程第35 令和4年陳情第1号(付託)

#### ○出席議員(15人)

1番	賀屋幸治	2番	藤川和弘
3番	原田孝徳	4番	小中真樹雄
5番	中川智之	6番	小田上尚典
7番	北地範久	8番	西村一啓
9番	和田芳弘	10番	網谷芳孝
11番	児玉朋也	12番	山崎年一
13番	日城 究	14番	細川雅子

15番 寺岡公章

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市長  
副市長  
教育長  
総務部長  
市民生活部長  
健康福祉部長兼福祉事務所長  
建設部長  
上下水道局長  
消防長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
企画財政課長

入山欣郎  
太田勲男  
小西啓二  
中村一誠  
三原尚美  
豊原学  
山本茂広  
古賀正則  
佐伯和規  
柿本剛  
三井佳和

○出席した事務局職員

議会事務局長  
議事係長

三上健  
加藤豪

## 会期決定について

令和4年3月大竹市議会定例会（第2回）の会期を、次のとおり定める。

令和4年3月2日提出

大竹市議会議長 賀屋幸治

自 令和4年3月 2日

24日間

至 令和4年3月25日

## 会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
3. 2	水	本会議		・開会 ・会期決定 ・当初予算説明 ・一般議案上程（即決・付託） ・陳情上程（付託） ・散会
			総務文教委員会	付託案件審査
3	木	休 会	生活環境委員会	付託案件審査 10時～
4	金		基地周辺対策特別委員会 議会改革特別委員会	10時～
5	土			
6	日			
7	月			
8	火			
9	水	本会議		・一般質問及び総括質疑 （予算特別委員会設置・付託） ・一般議案委員長報告（表決） ・陳情委員長報告（表決）
10	木	予備日	予算特別委員会	正副委員長互選
11	金	休 会		
12	土			
13	日			
14	月		予算特別委員会	付託案件審査 13時～ ※市内中学校（大竹、小方、玖波）卒業式
15	火		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
16	水		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
17	木		予算特別委員会（予備日）	
18	金			※市内小学校（大竹、小方、玖波）卒業式
19	土			
20	日			
21	月			（春分の日）
22	火			
23	水			
24	木			
25	金	本会議		・予算議案委員長報告（表決） ・閉会

10時00分 開議

○議長（賀屋幸治） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び会期決定についてと請願取下申出書、陳情文書表、諸般の報告書をサイドブックに掲載しておりますので、御確認ください。

日程に入る前に、確認のため、改めて皆さんにお知らせをいたします。

2月24日の議会運営委員会での申し合わせにより、飛沫感染を防ぐため、また、会議の時間を短縮するため、本定例会では皆さん、執行部とも登壇せず、自席で起立して発言することになっております。

また、新型コロナウイルス感染予防のため、50分を目安として休憩を入れ、本会議場の換気をしたいと思います。御理解と御協力をお願いいたします。

日程に入る前に、謹んで御報告申し上げます。

本市議会の議員でありました山本孝三議員が去る2月6日御逝去されました。まことに痛恨のきわみであります。ここに故人の御冥福をお祈りし、1分間の黙とうをささげたいと思います。皆様の御起立をお願いいたします。

黙とう、始め。

[黙とう]

○議長（賀屋幸治） 黙とうを終わります。御着席ください。

続きまして、故山本孝三議員に対する弔意を表すため、同僚議員の日域究議員から追悼の言葉として発言の申し出がありましたので、これを許します。

13番、日域究議員。

○13番（日域 究） それでは、僭越ですけども、追悼の言葉を述べさせていただきます。

御案内のように、大竹市議会の最長老の議員であった山本孝三議員が先月6日に逝去されました。最後の2年半ではありますが、山本議員とともに4人の議員で活動した会派くろがねの代表としてここに衷心より哀悼の意を表するとともに、一言追悼の言葉を述べさせていただきます。

国会などでの追悼演説は与野党の反対側、つまり論戦をやり合った立場として敵ながらあっぱれという形で行われるようです。私と山本議員との間は、両方の立場がありますので、あらかじめお断りしておきます。

山本議員は昭和42年8月に34歳で初当選をされて以来、連続14回もの当選を重ね、在籍期間54年と5カ月という恐るべき長期の議員生活を送られました。半世紀を超える長期間、大竹市の変遷を市議会議員という立場から見続けてこられた大先輩について私が語れることは断片にすぎません。

僭越とは存じますが、ここでは3点の断片を紹介させていただきたいと思います。

最初は山本議員の政治姿勢を支えたバックボーンについてです。

山本議員は昭和8年3月生まれですから、ちょうど12歳のときに原爆の被爆を体験しておられます。本人からお聞きした話ですが、直撃を受けたのではなく、いわゆる入市被爆、それであるがゆえに原爆の惨状をつぶさに目にされたのではないかと思います。そして、

この悲惨さを繰り返してはいけないという、そこで生まれた強い信念が33歳での市議選挑戦、そして、34歳での初当選につながったのではないかと思います。その後、54年もの間、反戦平和の信念は彼の中では、いささかも揺らいでおりません。孤軍奮闘で議会論戦に挑む姿は皆様御記憶にあると思います。

2つ目は、したたかな議会戦術です。私が経験した大竹市議会の紛糾事件として記憶に残るものの1つに廃プラ事件があります。この事件は、日本の廃プラ処理が表向きは環境配慮のリサイクルだとされていながら、現実には中国に輸出されているという状況下で起こったものでありました。ただ、当時の市議会ではそんなことは知る由もなく、単に処理委託したのに処理せずに放置した委託先とのトラブルとして、その対応策を議論していました。放置されている廃プラを排出責任者である大竹市はどうするのかという段階での議論でした。まず、市費9,000万円をかけて処理するという補正予算案が市長から出されました。それは高過ぎるとして、先輩議員とともに予算額を四、五千万円だったか半額程度に下げた修正案を出して、市長案に対抗しました。議案提出者はなぜか私の名前だったように記憶しています。するとその次です。さらに山本議員から第3案が出されたんです。全く想定していませんでした。その金額は7,000万円程度だったと思いますが、結局はその案で決着となりました。私たちからすればやられたの一言でした。

3つ目は、それから数カ月後、現実的対応が光った場面です。平成18年3月議会での建設水道委員会、主な議案は大願寺山開発の120億円という巨大な起債について、返済財源として見込んでいた宅地売却収入の可能性が全く見通せないという状況に立ち至り、その起債を一括償還から超長期分割償還に組み替えるという、地方自治体としては前例のないような窮余の一策、奇想天外とも言える補正予算案でした。山本議員はその委員長として1つの議案でありながら、審議が休会日を挟みながら数日間にわたるという長丁場を乗り切りました。しかも委員長としても自らも多く質疑をし、時には冗談を交えて笑いを取りながらも、最終的には賛成多数に持ち込みました。大竹市の財政を死のふちまでも連れて行った大願寺山開発を土壇場で救った立役者の1人が大願寺山開発に終始反対し続けた山本孝三議員であったというのも歴史の皮肉でしょうか。その後の大竹市財政はそのときに組み替えたスキームに調整を加えながら、もともと広島県内では最上位クラスである財政力の強さを生かして、確実に健全化しております。何でも反対との印象がないとは言えない山本議員の名誉のためにも紹介しておきたいと思います。

最後に、山本議員に申し上げます。対立したことも協調したこともいろいろありました。それぞれが今はよき思い出です。長い間本当にありがとうございました。そして、御苦労さまでした。山本議員がいなくなったのをこれ幸いと思ったのかどうか、ロシアがウクライナに武力侵攻し、世界が騒然としております。でも、山本議員の議員生活は終わりました。もうしゃばのことは忘れて、今は安らかにお眠りください。後のことは我々で何とかしたいと思います。

以上、簡単ではございますが、山本議員追悼の言葉とさせていただきます。

○議長（賀屋幸治） ありがとうございました。

定例会開会にあたり、市長から挨拶がございます。

市長。

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるにあたりまして、御挨拶を申し上げます。

まず、山本孝三議員の訃報に接し、心より哀悼の誠をささげたいと思います。先ほど日域議員からも追悼のお言葉がございましたが、山本議員は14期、実に54年という長きにわたり大竹市のためにお力を尽くされました。その御功績と、体調を崩されながらも最後まで現役を貫かれた、その姿に心より深く敬意と感謝の意を表すところでございます。山本議員に対しましては、生前の御功勞に対し、叙勲を上申するとともに、市政功勞の表彰をさせていただきます。在りし日に山本議員からいただきました数々のお言葉を胸に、これからもしっかりと市政運営に務めてまいる所存でございます。この場をお借りしまして、改めまして山本議員に心より御礼を申し上げます。ありがとうございました。安らかにお眠りください。

それでは、このたびの定例会についてでございますが、さきの議員全員協議会におきまして概要を説明いたしましたように、令和4年度当初予算案を御提案させていただきたいと存じます。

令和4年度はこれまで取り組んでまいりました本市の課題に継続して取り組みながら、これまで着手できていなかった懸案事項にも新たにに取り組む予算編成としております。御承知のとおり、長く続くコロナ禍において、地域経済はもとより、日本全体が疲弊し、大変厳しい社会情勢を迎えています。もともとこの国を支える働く世代が激減する中で、経済環境の回復には時間を要するものと思っています。困難な時代でも先を見据え、今やるべきこと、できること、できないことをしっかりと見極めながら、皆で力を合わせ、取り組んでまいりたいと考えています。

それでは、御提案いたします議案についてでございますが、令和4年度当初予算案をはじめ、人権擁護委員候補者の推薦について、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、条例の一部改正について、財産の無償譲渡について、指定管理者の指定について、一般会計の補正予算案など合わせて31案件でございます。これらの議案につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきます。議員の皆様におかれましては、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

○議長（賀屋幸治） これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（賀屋幸治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、12番、山崎年一議員、13番、日域究議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 会期決定について

○議長（賀屋幸治） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月25日までの24日間といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、会期は24日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 請願の取り下げについて

○議長（賀屋幸治） 日程第3、請願の取り下げについてを議題といたします。

令和3年請願第1号として受け付けました公立・公的医療機関等の「再検証」要請の白紙撤回、および地域医療構想の見直しに関する請願については、サイドボックスに掲載しているとおり、請願者から請願取下申出書が提出されております。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております令和3年請願第1号の取り下げについては、会議規則第19条第1項の規定により、申し出のとおりこれを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、令和3年請願第1号の取り下げについては、承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第4～日程第19〔一括上程〕

議案第 2号 令和4年度大竹市一般会計予算

議案第 3号 令和4年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 4号 令和4年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案第 5号 令和4年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案第 6号 令和4年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案第 7号 令和4年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第 8号 令和4年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第 9号 令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第10号 令和4年度大竹市水道事業会計予算

議案第11号 令和4年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第12号 令和4年度大竹市公共下水道事業会計予算

諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第13号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

議案第18号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について

議案第19号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（賀屋幸治） 日程第4、議案第2号令和4年度大竹市一般会計予算から、日程第19、議案第19号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに至る16



件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（入山欣郎） 令和4年度の当初予算案の上程にあたりまして、私の市政運営の基本的な考え方と新年度の主な施策について説明させていただき、議員の皆様方並びに市民の皆様への御理解と御協力を賜りたいと思います。

昨年、大竹市まちづくり基本構想を策定しました。私はこれまでいろんな場面で、よいまちの実現のためには完成までに多くの時間と費用がかかり、どんな大きな事業であろうとも諦めて先延ばしするのではなく、30年、50年かけてでもやり遂げる、一步一步前進することの大切さを申し上げてまいりました。

人口が減り、収入が減る一方で扶助費が増加する厳しい行財政環境にあります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、状況はますます厳しくなっていますが、人々の和と人心を結集すれば、必ずよいまち大竹、誇りに思える大竹を実現できると信じています。

令和4年度当初予算案では、これまで取り組んでまいりました本市の課題に引き続きしっかりと取り組みます。また、これまで着手できていなかった懸案事項にも新たにに取り組んでまいります。

令和4年度当初の一般会計の歳入歳出予算規模は151億7,683万2,000円でございます。継続して進めていた市立保育所等整備事業等の完了により、前年度と比べ2.5%減となっております。

この予算規模の前提となる歳入の見込みでございます。市税収入は令和3年度の決算見込みも含め、前年度比2.4%の増加を見込んでおります。

市債は、普通建設事業費の減と臨時財政対策債の減により、前年度比33.8%の減少を見込んでおります。

また、平成19年度から交付を受けている再編交付金が令和3年度で終了することが大きな課題となっておりましたが、国において令和4年度予算案に再編交付金にかわる新たな交付金制度が創設されたことに伴い、国庫支出金に計上しております。新たな交付金の詳細はまだわかっておりませんが、貴重な財源として、これまで同様、市民の安心安全や福祉の向上、大竹市の魅力づくりに資する事業・施策に有効に活用してまいりたいと考えています。

それでは、一般会計の主な事業につきまして、幾つかの事業を説明いたします。

まず、継続事業としまして、大竹駅周辺整備事業、阿多田フェリー新船建造事業、大竹小学校プール建設事業に取り組みます。

大竹駅周辺整備事業は、引き続き自由通路や橋上駅の本体工事を行い、いよいよ令和4年度に橋上駅の開業と自由通路の供用を開始します。また、東口交通広場整備工事、西口駅前広場に隣接する市道の道路拡幅・無電柱化工事に着手するとともに、自由通路の供用開始に合わせ、北栄南栄1号線道路改良と街路である駅前油見線道路改築に新たに取り組めます。

阿多田フェリー新船建造事業は、令和4年度に新船が完成し、令和5年度から就航する

予定です。

大竹小学校プール建設事業は、令和5年度の完成に向け、工事着手します。

また、小方地区のまちづくり事業への取り組みといたしまして、小方地区のまちづくり基本構想の実現に向け、にぎわい交流ゾーンなどへの民間事業者等による魅力的な施設の誘導を図るため、用途地域の見直し等を検討します。

晴海臨海公園整備事業も引き続き行います。現在建設中の民間美術館等に接続する園路も整備します。

新規事業としましては、地域経済活性化事業への取り組みとして、市内中小事業者による地域特性等を生かした商品の開発、改良や販路拡大等に取り組む事業のほか、新たに創業するものに対して補助金を交付し、支援します。

また、不妊治療費助成事業への取り組みとしまして、これまで独自に助成していた特定不妊治療が令和4年4月から保険適用となることに伴い、新たに特定不妊治療にあわせて行われる保険適用外の先進医療等の治療費に独自に助成いたします。

公営企業会計を除く特別会計は、7会計の合計で68億367万円と前年度比で1.4%の減となっております。国民健康保険特別会計では、県全体で保険事業を推進する体制を整えていく中で、本市では生活習慣病の早期発見・早期治療、重症化の予防を積極的に進めるため、引き続き特定健診及び全てのがん検診及び新たに節目歯科検診を受診する方の自己負担額を無料にします。

土地造成特別会計の健全化のため、引き続き一般会計から従来の土地造成特別会計への繰り出しに加え、大竹工業団地及び小方ヶ丘団地からの税収の約4分の1を繰り出します。

介護保険特別会計では、大竹市第8期介護保険事業計画に基づき、介護保険サービス提供体制の充実を図っていくとともに、高齢者が住み慣れた地域で長く自立した日常生活を送れるように、健康づくり事業や日常生活支援総合事業など、介護予防の取り組みを推進します。

地方公営企業法の適用を受けます水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計の3公営企業会計でございます。

水道事業会計は、支出予定総額を13億734万4,000円と見込み、防鹿水源地ろ過池の改良や配水管改良事業等を予定しています。

工業用水道事業会計は、支出予定総額を8億5,632万1,000円と見込み、防鹿水源地遠方監視装置の更新事業等を予定しています。

公共下水道事業会計は、支出予定総額を24億2,880万6,000円と見込み、小島雨水排水ポンプ場の電気機械設備改築更新事業等を予定しています。

冒頭にも申しましたが、どんな大きな事業であろうとも、30年、50年かけてでもやり遂げること、一步一步前進することが大切だと思っています。日本の経済環境が急に改善することはなく、さらに新型コロナウイルス感染症対策により、行政の財政状況はますます厳しくなっていくと思います。その中でも大竹市まちづくり基本構想に掲げるキャッチフレーズである「笑顔・元気 かがやく大竹」を実現できますよう、よいまち、誇りに思えるまちをつくり上げるため、先を見据えて、今やるべきこと、やれることをしっかりと取

り組み、進めてまいります。

以上、まことに簡単でございますが、当初予算案の概略の説明といたします。

続きまして、諮問第1号及び諮問第2号、議案第13号、議案第18号及び議案第19号につきまして、一括して説明を申し上げます。

初めに、諮問第1号及び諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について、説明を申し上げます。

令和4年6月30日で現在の任期が満了となります人権擁護委員1名と欠員となっている1名の後任者を候補者として法務大臣に推薦しようとするものです。推薦にあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、順に説明いたします。

初めに、諮問第1号、土坂マチ子氏でございます。

土坂氏は、平成28年12月から民生委員・児童委員として活動され、社会奉仕の精神を持って常に住民の立場に立ち、個人の人格を尊重し、差別的・優先的な取り扱いをすることなく、人権の問題をはじめ、生活に関するあらゆる相談に応じ、助言や必要な援助を行っておられます。経験が豊富で、人望も厚く、地域の実情にも精通しておられる土坂氏は、人権擁護委員としては適任と考えますので、候補者として推薦しようとするものでございます。

次に、諮問第2号、池上宏氏でございます。

池上氏は、長年教育行政に携わってこられ、経験が豊富であり、広く人権課題に対し、よき理解者であるとともに、教育者として活躍されてきました。同氏は令和元年10月から大竹市選挙管理委員会補充員として名簿登録され、令和2年5月からは広島県明るい選挙推進協議会実践委員としても活動されています。また、令和2年度からは御園台自治会長としても活動され、人望も厚く、地域の実情にも精通しておられます。人権擁護委員としての使命及び職務を十分に理解されておられる池上氏は人権擁護委員として適任と考えますので、候補者として推薦しようとするものでございます。

以上で、諮問第1号及び諮問第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第13号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のように固定資産評価審査委員会は、地方税法で市町村に設置し、委員の任期は3年と定められ、定数は大竹市税条例で3人と定められております。これらの委員のうち、見島芳行氏が令和4年3月31日をもちまして任期満了となります。見島氏は、平成31年4月1日から固定資産評価審査委員会委員として、その職務に精励され、経験、人格、識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第18号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、一般職の職員の期末手当の見直しにより、市長、副市長及び教育長に支給する期末手当を併せて見直すものでございます。

続きまして、議案第19号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、一般職の職員の期末手当の見直しにより、議会の議員に支給する期末手当を併せて見直すものでございます。

以上で、諮問第1号及び諮問第2号、議案第13号、議案第18号及び議案第19号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますように、お願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております令和4年度各会計予算11件の議事についてはこの程度にとどめ、次の本会議に議事を継続したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、令和4年度各会計予算11件の議事は、次の本会議に継続することに決しました。続きまして、諮問第1号から議案第13号に至る3件について、これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

諮問第1号を採決いたします。

本件は異議ない旨を答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は異議ない旨を答申することに決しました。

続いて、諮問第2号を採決いたします。

本件は異議ない旨を答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は異議ない旨を答申することに決しました。

続いて、議案第13号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号はこれに同意することに決しました。

議案第18号及び議案19号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第20～日程第25〔一括上程〕

議案第14号 大竹市公告式条例の一部改正について

議案第15号 大竹市個人情報保護条例の一部改正について

議案第16号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第20号 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第22号 大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正について

○議長（賀屋幸治） 続いて、日程第20、議案第14号大竹市公告式条例の一部改正についてから、日程第25、議案第22号大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正についてに至る6件を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中村一誠） 議案第14号から議案第17号まで、並びに議案第20号及び議案第22号の6議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第14号大竹市公告式条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

これまで、市に提出していただく文書について、押印の見直しを行ってきたところですが、併せて大竹市が発出する文書に押印する公印についても見直しを行ってきたところがございます。このたび、大竹市役所の掲示場に掲示する告示や公告についても見直すこととし、市長及びその他の市の機関が定める規程を公表する際、公印を押印しないよう改めるものがございます。

また、これまで大竹市役所の掲示場のほか、支所の掲示場にもその写しを掲示しておりましたが、これを本庁の掲示場にのみ掲示するよう改め、今後は、市のホームページに掲載する情報を充実させるなど、周知方法についてより効果的な方法で行いたいと考えております。

続きまして、議案第15号大竹市個人情報保護条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和3年10月29日のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令の公布により、行政機関の保有する個人情報の保護に

関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が令和4年4月1日に廃止されることに伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

大竹市個人情報保護条例において、これら廃止される法律の条項を引用しているため、個人情報の保護に関する法律の条項を引用するよう、改正を行うものでございます。なお、引用する法律の内容に差異はございません。

施行期日は、令和4年4月1日としております。

続きまして、議案第16号職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部が改正され、育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和等が行われることになりました。また、国家公務員においては、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等に関して人事院規則が改正され、令和4年4月1日に施行されます。

地方公共団体の職員の勤務時間・休暇、その他の勤務条件についても、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められていることから、国家公務員の措置に準じて本市におきましても職員の育児休業等に関する条例の一部改正をしようとするものでございます。

改正の主な内容といたしまして2点ございます。

1点目は、非常勤職員における育児休業等の取得要件を緩和する改正でございます。非常勤職員の育児休業等の取得要件については、引き続きの在職期間が1年以上を必要としておりましたが、これを廃止することとし、在職期間を不要とする改正を行うものでございます。

2点目は、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関して、任命権者が講ずるべき措置を新設したものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日としております。

続きまして、議案第17号一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

御承知のように人事院は、昨年8月10日に国家公務員の給与等に関し、期末手当の支給月数について、0.15月分の引き下げを実施するよう勧告しました。この給与改定につきましては、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が令和4年2月1日付で閣議決定されたところでございます。本市におきましても、県内他市の動向等を勘案し、国家公務員に準じ、職員の給与改正等を実施しようとするものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明申し上げます。

令和4年度以降に支給する期末手当の支給月数について、再任用職員を除く一般職の職員は0.15月分、再任用職員は0.1月分を引き下げる改定でございます。

次に、附則でございますが、第1項につきましては、この条例の施行期日を令和4年4月1日としたものでございます。

第2項につきましては、令和4年6月に支給する期末手当から令和3年12月に支給された期末手当の額に再任用職員以外の職員は127.5分の15を、再任用職員は72.5分の10を乗

じて得た額を減じる特例措置を規定するものでございます。

続きまして、議案第20号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、会計年度任用職員の期末手当の支給割合については、一般職の職員の給与に関する条例を準用し、一般職と同様の支給割合としているところでございます。このたびの改正は、引き続き期末手当の支給割合については一般職の職員の規定を準用いたしますが、会計年度任用職員が1年度内での任用であることから、年度内での支給割合は変更せず、年度当初の一般職の職員の支給割合で支給をしようとするものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日としております。

続きまして、議案第22号大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

大竹市マロンの里の管理運営につきましては、大竹市マロンの里設置及び管理条例第4条の規定により指定管理制度を導入しております。この施設は、地域の産業や文化の振興による活性化と農村と都市との共生や交流を促し、農村と都市住民の憩いの場や地域の情報発信の基地としての拠点であり、その運営にあたっては専門的な知識や豊富な経験を有する職員等により、継続的・安定的な運営を行う必要があります。このため、より中長期的視点に立った運営が可能となるよう、指定管理期間を3年以内から5年以内に改正するものでございます。

また、マロンの里の開館時間につきましては、大竹市マロンの里設置及び管理条例第13条の規定により、交流館は午前9時から午後5時まで、農村公園は午前9時から午後9時までとしておりましたが、これまで午後5時以降の利用実績がないことや、より本格的に施設の運用ができるよう、マロンの里の施設全体を午前9時から午後5時までに改正するものでございます。

マロンの里の施設の利用料につきましては、大竹市マロンの里設置及び管理条例第16条第2項の規定により、市が定める利用料の範囲内において、指定管理者が定めることとなっております。これまで利用料の基準は、仮設テント1張り当たりで定めていましたが、キッチンカーなど、仮設テント以外の利用もできるよう、テント1張り当たりから1平方メートル当たりへ改正し、時間単位を午前・午後の半日単位から1時間単位へ改正するものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日としております。

以上で、議案第14号から議案第17号まで、並びに議案第20号及び議案第22号の6議案の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第14号から議案第22号に至る6件は、総務文教委員会に付託いたします。



日程第26～日程第27〔一括上程〕

議案第21号 大竹市教育振興基金条例の一部改正について

議案第27号 大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定について

○議長（賀屋幸治） 日程第26、議案第21号大竹市教育振興基金条例の一部改正について、及び日程第27、議案第27号大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○教育長（小西啓二） 議案第21号及び議案第27号につきまして、一括して御説明申し上げます。

議案第21号大竹市教育振興基金条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

国庫補助である公立学校施設整備費補助金等の交付を受けて整備した学校施設を、国が定める処分制限期間内に当該補助金等の交付目的に反して使用し、譲渡し、または貸し付けること等の財産処分を行う場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により、文部科学大臣の承認が必要とされています。この文部科学大臣の承認に際しては、原則として財産処分に係る財産の残存価格に対する補助金等の相当額を国庫に納付することとされており、国庫補助事業完了後10年以上が経過した施設を有償により財産処分する場合、国庫に納付することとなる補助金等相当額以上の額を、地方公共団体が設置する学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金に積み立て、適切に運営するときは、当該承認にあたり、国庫納付を必要としないとされております。

現在、学校施設整備に要する経費の財源に充てることを目的とした基金がないことから、本条例を一部改正しようとするものです。

なお、このたび公立学校施設整備費補助金等の交付を受けて、昭和56年度に整備をいたしました旧穂原小学校の校舎及び体育館の建物が広島県が施工する国道186号道路改良事業の事業用地にあたることから、物件移転補償の対象となりました。当該財産処分に係る文部科学大臣の承認にあたり、補助金相当額以上を学校の施設整備に要する経費に充てることを目的として積み立て、適切に運用することの条件が付されており、令和4年度に積み立てる予定としております。

続きまして、議案第27号大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

大竹市手すき和紙作業所は、大竹市の伝統文化である手すき和紙の歴史や製造技術を後世に継承していくための施設として、平成7年度に開設し、おおたけ手すき和紙保存会に業務委託し、管理してまいりました。さらに令和元年度から令和3年度までの3年間は、おおたけ手すき和紙保存会を指定管理者として指定し、施設を運営管理しております。引き続き、おおたけ手すき和紙保存会を指定管理者に指定することで、これまでの管理実績



及び今後の自主的活動等の経験を生かした効果的で発展的な施設運営が図られるものと考えております。指定期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間でございます。

以上で、議案第21号及び議案第27号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第21号及び議案第27号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第28 議案第23号 大竹市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について

○議長（賀屋幸治） 日程第28、議案第23号大竹市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（山本茂広） 議案第23号大竹市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、道路構造令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、本条例も準じて改正しようとするものでございます。

改正の内容としましては、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられた帯状の車道の部分として、自転車通行帯に関する規定を新たに設けることにより、新たに整備する市道における自転車通行帯の設置の推進を図るものでございます。

道路構造令の改正の背景としまして、本来自転車専用の通行空間を確保する必要があるにもかかわらず、用地確保の制約等から自転車道に必要な幅員として、2メートル以上を確保できないことなどから、全国的に自転車道の整備ができない状況が多数生じていました。近年では、道路交通法に基づく普通自転車専用通行帯に必要な幅員として、1.5メートル以上の設置が進んでおり、自転車関連の交通事故数の減少や道路利用者の不安感の低減等の効果が実質的に確認されています。

このことから、普通自転車専用通行帯と同様に、必要幅員を1.5メートル以上とし、新たに整備する道路における自転車通行帯の設置の推進を図るため、道路構造令の一部が改正されたものでございます。

これに伴いまして、本条例も準じて改正しようとするものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日としております。

以上で、議案第23号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第23号は、生活環境委員会に付託をいたします。

会議の途中ですが、議場の換気のため、暫時休憩いたします。

なお、再開は11時ちょうどといたします。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

10時52分 休憩

11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第29 議案第24号 大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について

○議長（賀屋幸治） 日程第29、議案第24号大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消防長（佐伯和規） 議案第24号大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

近年、全国的に消防団員数が減少傾向にある一方、災害の多発化や激甚化が進んでおり、団員一人一人の役割が大変重要なものとなっております。

こうした状況の中、消防団員の労苦に報いるため処遇の見直しを行い、もって消防団員の確保を図ることを目的として令和3年4月13日付で国から非常勤消防団員の報酬等の基準が示されましたので、本基準にのっとり条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正点ですが、1点目としまして、団員の階級にあるものの報酬を現在の年1万8,500円から国が標準額として示した年3万6,500円に引き上げようとするものでございます。また、団員以外の他の階級につきましても職責等に応じて現在の報酬額からの引き上げを行うものでございます。

2点目としまして、現在、消防団員が災害時に出動したり訓練等に参加した場合、費用弁償として手当を支給しておりますが、これを出動報酬に改めるとともに、金額についても国の基準に合わせ1日当たり8,000円にしようとするものでございます。ただし、短時間の場合や災害以外の出動については業務の負荷等を考慮し別に定めることができるとされていますので、5時間以下の場合は4,000円とする規定や、警戒・訓練等については1日当たり3,500円とする規定を設けております。

なお、年額報酬は毎年3月に、出動報酬は毎年10月及び3月にそれぞれ支給しますが、

これらの報酬につきましては団員個人に直接支給することといたします。

その他の改正点としまして、国の基準にないポンプ等の整備点検に係る費用弁償を廃止するなど費用弁償について整理を行うほか、消防団員の任用に関する資格要件の見直し、その他字句の整理等を行っております。

施行日は、令和4年4月1日とし、経過措置として施行日前に出動し施行日以後も引き続き職務に従事する場合に係る出動報酬については、なお従前の例によるものとしております。

以上で、議案第24号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第24号は、総務文教委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第30 議案第25号 財産の無償譲渡について

○議長（賀屋幸治） 日程第30、議案第25号財産の無償譲渡についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（三原尚美） 議案第25号財産の無償譲渡について、提案理由を御説明いたします。

本議案は、大竹市大竹町大竹字金鑄原に所在する墓地用地を国へ無償譲渡するにあたり、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めるところでございます。

本財産は、広島西部山系直轄砂防（白石地区）工事用地として国土交通省から提供依頼があったものでございます。工事予定地にありました約130基の墓石は、公共補償により完成した市営白石墓苑へ移転するなど令和3年中に全ての撤去が完了しましたので、個人から市に寄附された墓地を含めた市有地を平成29年3月31日に国と市が締結した覚書に基づき、国へ無償譲渡するものでございます。

なお、本市が代替墓地取得に要した費用につきましては、国が負担しております。

以上で、議案第25号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第25号は、生活環境委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第31 議案第26号 大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定について**

○議長（賀屋幸治） 日程第31、議案第26号大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、13番、日域議員には退席を願っておりますので、御了承お願いいたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） 議案第26号大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

大竹市阿多田保育園につきましては、平成31年4月1日から指定管理者として、社会福祉法人大竹市社会福祉協議会を指定しておりますが、次期の指定期間である令和4年4月1日から令和7年3月31日までの指定管理者の選定が必要となります。

社会福祉法人大竹市社会福祉協議会は、大竹市阿多田保育園の前身である阿多田児童館の開設当初から、阿多田島の子供たちの保育を長年行ってきた実績に加え、地域に精通している社会福祉法人大竹市社会福祉協議会が管理運営をすることにより、地域と調和した運営及び連携を可能とし、今後も阿多田島の子育て支援の充実が見込まれることから、当該施設の指定管理者として、社会福祉法人大竹市社会福祉協議会を引き続き指定管理者に指定しようとするものでございます。

以上で、議案第26号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第26号は、生活環境委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第32～日程第33〔一括上程〕**

議案第28号 令和3年度大竹市一般会計補正予算（第10号）

議案第30号 令和3年度大竹市一般会計補正予算（第11号）

○議長（賀屋幸治） 日程第32、議案第28号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第10号）及び日程第33、議案第30号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（太田勲男） 議案第28号及び議案第30号につきまして、一括して御説明申し上げます。

ます。

初めに、議案その1の41ページからの議案第28号令和3年度大竹市一般会計補正予算(第10号)につきまして、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ7億1,752万円を追加し、予算総額を183億9,933万2,000円にするとともに、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

では、内容を順に説明させていただきます。説明の都合により55ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は、5億8,037万3,000円を増額するものでございます。

主な内容といたしましては、ふるさと納税寄附金の増額等に伴い地方創生事業基金積立金を計上するものでございます。

第3款民生費は、2,615万9,000円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、国の補正予算による保育士等の処遇改善措置を令和4年2月から実施するため、私立保育所等補助金886万2,000円、また、利用者の増加等により施設型給付費等負担金981万5,000円を計上するものでございます。

第4款衛生費は、1,600万円を増額するものでございます。内容といたしましては、再編交付金を財源として、安定的に継続して阿多田診療所の運営を行うため、阿多田診療所基金への積立金を計上するものでございます。

第6款農林水産業費は、100万円を減額するものでございます。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により延期となった事業に要する経費を減額するものでございます。

第7款商工費は、958万6,000円を減額するものでございます。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった事業に要する経費を減額するものでございます。

第8款土木費は、1億2,303万9,000円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、土地開発公社経営健全化補助金2,183万9,000円、大竹駅周辺整備事業に係る委託料1億3,000万円を計上するものでございます。

第10款教育費は、1,746万5,000円を減額するものでございます。主な内容といたしましては、利用者の減少等により施設等利用給付費1,153万円を減額、また、先ほど民生費での御説明で申し上げました国の補正予算による保育士等の処遇改善の対象となる、放課後児童クラブ支援員等の処遇改善のため、放課後児童クラブ支援員等処遇改善臨時特例事業補助金237万6,000円を計上するものでございます。

以上が歳出の概要でございます。

続きまして、52ページからの歳入予算につきまして、御説明いたします。

第4款配当割交付金から第7款地方消費税交付金までの各交付金につきましては、広島県からの決算見込み額の通知に基づいて、それぞれ補正予算措置するものでございます。

第11款地方交付税は、国の補正予算による増等により普通交付税4億2,578万8,000円を計上するものでございます。

第15款国庫支出金は、歳出を計上しております事業に対する国庫負担金等7,181万円を計上するものでございます。

第16款県支出金は、歳出に計上しております事業に対する県負担金859万6,000円を減額するものでございます。

第18款寄附金は、ふるさと納税寄附金2億円を計上するものでございます。

第19款繰入金は、1,581万円を計上するものでございます。主な内容といたしましては、このたびの補正予算について、大竹駅周辺整備事業に係る市負担分について、地方創生事業基金繰入金2,100万円を計上するものでございます。

第21款諸収入は、上市児童公園施設移転に係る補償費について、国との協議の結果、令和3年度中の受け入れが困難となったため、2,116万6,000円を減額するものでございます。

第22款市債は、歳出予算の事業の執行見込み等にあわせて3,756万6,000円を減額するものでございます。

45ページの第2表継続費の補正は、事業計画にあわせ、年割額等を変更するものでございます。

46ページの第3表繰越明許費の補正は、諸般の事情により、年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

47ページの第4表債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、入札などを事前に実施する必要があるものなどについて、債務負担行為の追加及び変更をするものでございます。

49ページの第5表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について変更をするものでございます。

以上が、議案第28号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第10号）の概要でございます。

次に、議案その2の5ページからの議案第30号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第11号）について、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ300万円を追加し、予算総額を184億233万2,000円にするものでございます。

補正予算の内容につきましては、故筒井和義氏の御遺族から玖波小学校の教育環境の充実のためとして、小学校教育振興寄附金300万円をいただきました。今後の教育環境充実に役立てるため、歳出として、第10款教育費に教育振興基金積立金300万円を計上するものでございます。故筒井和義氏は、玖波小学校御出身で、広島大学名誉教授として基礎生物学で顕著な功績を収められております。文部科学大臣賞をはじめ、数々の賞を受賞されるなど基礎生物学の発展に大きく貢献された方でございます。

以上、議案第28号及び議案第30号の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第28号及び議案第30号は、総務文教委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第34 議案第29号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について**

○議長（賀屋幸治） 日程第34、議案第29号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） 議案第29号大竹市国民健康保険条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容としまして、2点ございます。

1点目としまして、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者、いわゆる未就学児を対象としまして被保険者均等割額の5割を減額するものでございます。なお、減額相当分につきましては、国民健康保険法の規定によりまして公費で負担するものでございます。

2点目としまして、賦課限度額を引き上げるものでございます。基礎賦課分は、現行の63万円から2万円引き上げまして65万円、後期支援分は現行の19万円から1万円引き上げまして20万円とするものでございます。

施行日は、令和4年4月1日からでございます。ただし、令和4年度分の保険料から適用しまして、令和3年度分以前の保険料は、従前の例によるものでございます。

以上で、議案第29号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第29号は、生活環境委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第35 令和4年陳情第1号 晴海臨海公園西側園路整備工事計画の陳情**

○議長（賀屋幸治） 日程第35、令和4年陳情第1号晴海臨海公園西側園路整備工事計画の陳情を議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略いたします。

令和4年陳情第1号は、生活環境委員会に付託をいたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月3日から3月8日までの6日間、休会いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、3月3日から3月8日までの6日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきましては、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知いたします。

本日、11時35分から総務文教委員会を、3月3日午前10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会をそれぞれ第1委員会室で開会する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には別に書面による通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

3月9日は、午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

11時22分 散会



上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年3月2日

大竹市議会議長 賀 屋 幸 治

大竹市議会議員 山 崎 年 一

大竹市議会議員 日 城 究